特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務では、運用･保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和8年10月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号利用法別表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 窓口や郵送での書類の受入、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。 ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞ ・情報連携のため、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、予診票情報及び接種記録の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して予診票情報の入力並びに接種記録及び通知の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が予防接種時に、従来の紙の予診票に代えて、タブレットに搭載された医療機関用アプリ等においてマイナンバーカードを用いることにより、医療機関は住民が事前に入力した予診票情報、接種記録の取得/閲覧/入力が可能となる。 ・市は、医療機関から入力された予診票情報、接種記録の取得及び住民への通知が可能となる。
③システムの名称	健康管理システム（健康かるて）、団体内統合宛名システム、中間サーバー、予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表126の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠）：25、26、153、154の項 （情報照会の根拠）：153の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医務感染症課
②所属長の役職名	医務感染症課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市　保健衛生部生活衛生室医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市　保健衛生部生活衛生室医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	中間サーバーブリッジシステムで照会を行う際には4情報または3情報により行う事を厳守としている。また手作業が介在する局面においては複数人で確認を行い、人為的ミスを防止する対策として事務処理手順をマニュアル化していることから人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。またアクセス権限の所持者には研修を通じて離席時のログアウトの徹底を呼び掛ける等の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月8日	Ⅰ　7. 請求先	甲府市　福祉保健部健康支援センター　医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市　保健衛生部生活衛生室医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
令和6年11月8日	Ⅰ　8. 連絡先	甲府市　福祉保健部健康支援センター　医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市　保健衛生部生活衛生室医務感染症課 400-0858　山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ　1. いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅱ　2. いつ時点の計数か	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ　8. 人手を介在させる業務		十分である 中間サーバーブリッジシステムで照会を行う際には4情報または3情報により行う事を厳守としている。また手作業が介在する局面においては複数人で確認を行い、人為的ミスを防止する対策として事務処理手順をマニュアル化していることから人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。	事後	
令和6年11月8日	Ⅳ　11. 最も優先度が高いと考えられる対策		6）情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が最小限となるよう、アクセス制限を設定している。またアクセス権限の所持者には研修を通じて離席時のログアウトの徹底を呼び掛ける等の対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスク対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年11月14日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務の内容　追記	事前	
令和7年11月14日	Ⅱ　1. いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月14日	Ⅱ　2. いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和8年10月20日	Ⅰ　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		サービス検索・電子申請機能に係る内容追記	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ　1. いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	
令和8年10月20日	Ⅱ　2. いつ時点の計数か	令和7年10月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	